

市の条例案にあなたのご意見を！

市ラブホテル建築等規制条例(案)に関する意見募集

市では、市民の良好な生活環境の保全および青少年の健全な育成を図るため、つくばみらい市ラブホテル建築等規制条例の制定を進めています。

今回、この条例の制定に当たって、条例案に対するご意見を募集します。

【意見を提出できる方】

次のいずれかに該当する方が、意見を提出できます。

- ・市内に住所がある方
- ・市内に事務所または事業所がある方
- ・市内の事務所または事業所に勤務している方
- ・市内の学校に在籍している方
- ・市に対して納税義務がある方
- ・本条例案に利害関係を有する方

【意見募集期間】

意見を募集する期間は、次のとおりです。

7月21日(火)～8月14日(金)

【条例案の閲覧】

本条例案は、次の場所でご覧いただけます。

在宅介護慰労金を支給します

7月31日現在を基準日として、満65歳以上の高齢者を在宅で介護している家族の方のうち、次のすべての要件に該当する場合、申請をすると介護慰労金(10万円)が支給されます。

▼支給要件

- ・介護者および被介護者が市内に居住していること
- ・基準日より過去1年間、要介護4または5と認定されている方
- ・基準日より過去1年間、介護保険サービスを利用していない方(1週間までのショートステイの利用を除く)
- ・介護者および被介護者が市民税非課税世帯であること

▼申請期間＝8月3日(月)～31日(月)(土日を除く)

【申 問】伊奈庁舎介護福祉課

☎58-2111 (内線1174)

【意見の提出方法】

閲覧場所に設置してある意見提出用紙を都市計画課まで郵送、ファックスもしくは電子

メールで提出、または閲覧場所へ持参してください。
●提出・問い合わせ先
つくばみらい市役所谷和原庁舎都市計画課(〒300-2492 つくばみらい市加藤237) ☎58-2111(内線8161) FAX 52-6024
Eメール tosikei01@city.tsubamirai.jp

個性と能力を生がす社会へ

～男女共同参画コラム～

Vol.2

【子育ては「命」を育てる大切なこと】

少子高齢化が進み、労働力人口が減少する中、女性の能力の活用が求められ、また、女性の自立のための社会進出も重要と考えられていることなどから、男女ともに働きながら安心して子育てできる社会環境が必要不可欠です。

働きながらの子育て、これには、男性も女性も働き方を変えていく必要があり、企業側も優秀な人材を確保するために、働き方を見直したり、子育てにやさしい企業に変わっていく必要があり、実際にこのような企業が増えてきています。

男性も女性も、仕事に責任を負っているように、家庭でも家事や育児に責任があります。特に、育児は人間の命を育てる、これからの未来を託す人材を育てる重要な役割を担っているのです。

そして、育児は「育自」と言われ、育児をすることで自分自身も人間的に成長できるという大きな効果があります。

すでにパパやママになっている方も、これからパパやママになる方も、家庭での責任と子育ての喜びの両方を分かち合っていくみましょう。

「療育教室」スタッフ募集！

市では、「療育教室」のお手伝いをしてくださるスタッフを募集しています。この教室は、発達に不安のある就学前のお子さんと保護者の方の子育てを支援するもので、10月ごろから伊奈保健センターを会場に、週1回のペースで実施していく予定です。

子どもの発達や支援に関心があり、この教室に興味をお持ちの方(特に、保育士の資格をお持ちの方)は、お気軽にご連絡ください。

【問 伊奈庁舎社会福祉課】

☎58-

2111 (内線

1153～4)

